

就学援助について

喜多方市教育委員会では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に学業に必要な経費（学用品費、給食費、医療費等）を援助し、義務教育を滞りなく修了していただくための制度を実施しています。

＜援助の対象となる方＞

- (1) 生活保護による保護を受けている方・・・・・・・・・・要保護
- (2) 生活保護による保護を受けている人に準ずる程度に生活に困窮している方
・・・・・・・・・・準要保護

準要保護に該当するのは、次のいずれかに該当し、かつ児童生徒と同居して収入のある方全員の所得額が生活保護法基準額の1.3倍以下の世帯です。

- ①生活保護が停止または廃止
- ②障害者、寡婦又は寡夫で所得が125万円以下のため市民税が非課税
- ③市民税・個人事業税・固定資産税の減免、国民健康保険税が減免又は徴収猶予
- ④国民年金掛金の免除
- ⑤児童扶養手当の支給
- ⑥その他 失業等で収入が激減した等

※住宅や車のローンの支払いで生活が苦しいというのは援助の対象になりません。

＜援助される経費の種類と金額（年額）＞ ※準要保護の場合

援助される経費	小学校	中学校
学用品費	11,142円	22,320円
通学用品費(第1学年を除く)	2,230円	
校外活動費(宿泊なし)	1,550円	2,230円
新入学児童生徒学用品費	20,470円	23,550円
修学旅行費	実費(一部対象外となる場合あり)	
学校給食費	実費	
医療費	保護者負担分実費(学校病(むし歯等)治療費に限る)	
通学費	実費 (通学距離が片道4km以上で公共交通機関を利用する場合)	実費 (通学距離が片道6km以上で公共交通機関を利用する場合)
校外活動費(宿泊あり)	交通費・見学科実費	

※この金額は平成26年度のもので、変更される場合があります。

※要保護認定の場合、修学旅行費と医療費のみ支給対象になります。

＜支給時期＞

- ・上記金額が3回に分けて支給されます。(7月、12月、2月)
- (ただし、学校への未納金がある場合は、支給額から差引きすることもあります。)

＜申請方法＞

教育委員会、学校に備え付けの申請書に必要書類を添付して、学校に申請します。前年度認定を受けていても、毎年申請(2月)が必要になります。(随時申請可)

＜その他＞

下記のような場合は、学校に連絡下さい。

- ◎住所・氏名等が変更になった
- ◎世帯員の増減があった
- ◎再婚された

(不明な点は学校か、喜多方市教育委員会学校教育課(0241-24-5316)へ)

